

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年10月26日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 寺門 厚
議員 木野 広宣 議員 古川 洋一
議員 勝村 晃夫 議員 武藤 博光
議員 笹島 猛 議員 君嶋 寿男
議員 遠藤 実 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄 総務部長 玉川 一雄
総務課長 加藤 裕一 総務課長補佐 小泉 友哉
市民生活部長 平野 敦史 防災課長 石井 宇史
防災課長補佐 疋田 克彦 環境課長 綿引 稔
環境課長補佐 萩津 厚緒 建設部長 今瀬 博之
都市計画課長 今野 貴元 都市計画課長補佐 金田 尚樹
開発指導室長 黒川 耕二 教育部長 小橋 聡子
学校教育課長 猪野 嘉彦 学校教育課長補佐 生田目綾子
指導室長 臼井 英成 学校給食センター長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 委員長報告
・総務生活常任委員会
…委員長報告のとおりとする
- (2) 瓜連支所の組織配置再編に係る検討について
…執行部より説明あり
- (3) 学校ホームページ上での個人情報漏洩について
…執行部より説明あり

- (4) 学校給食センターへの監視カメラの設置について
…執行部より説明あり
- (5) 令和5年度那珂市防災訓練の実施報告について
…執行部より説明あり
- (6) 那珂市犯罪被害者等支援条例（案）について
…執行部より説明あり
- (7) 那珂市一般廃棄物処理基本計画（案）について
…執行部より説明あり
- (8) 那珂市地域公共交通計画の策定について
…執行部より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、3密をできるだけ避けるために机の間隔を開けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

閉会中の全員協議会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

今日は、会議事件は総務生活常任委員会の常任委員長報告から8件でございます。そして、時間的にも午後までかかるということで、スムーズな上にも慎重なご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しています。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は副議長の1名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆さん、おはようございます。

本日の全員協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜りまして、改めて御

礼を申し上げます。

まず、初めに報告となりますが、去る9月26日、瓜連小学校で約2時間にわたり学校ホームページ上に個人情報に掲載されるという事案がございました。議員の皆様にはご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。現在市として取り組んでいるDXの推進にはデジタルリスクマネジメントが不可欠であるにもかかわらず、今回このような事案が発生してしまいました。改めて個人情報の適切な管理やICTを活用した業務の手順、そして操作の点検、見直しを徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまおわび申し上げました個人情報漏えいの件を含めまして、全7件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくようお願い申し上げます、挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時05分）

議長 再開します。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

総務生活常任委員会、富山委員長より報告を願います。

富山議員 総務生活常任委員会より調査事項についてご報告いたします。

当委員会では、太陽光発電施設設置に関する条例の制定を調査事項として、初めに担当課から本市の太陽光発電施設の状況と根拠となる関係法令について説明を受けました。その後、既に条例を制定している4市を視察し、条例制定の経緯や条例制定後の状況などを調査しました。また、8月に開催した議員と語ろう会では、市民の皆様から太陽光発電施設について、現状や様々な問題解決には早期の条例制定が望ましいとの意見が多数ありました。

当委員会では、太陽光発電施設設置に関する条例の制定について、視察をしてきた内容を参考とし、また議員と語ろう会での意見や要望を踏まえまして、サイドブックに掲載いたしました要望書のとおり、執行部に対する要望事項をまとめ、執行部に提出し、調査を完了することといたします。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。ございませんか。

花島議員 報告書のタイトルを見ると、条例の制定に関する要望書ということになっているんですけども、これは要するに議会として条例を立案してつくるということではなくて、執行部に対して検討してもらって提案してもらいたいという趣旨と考えていいんでしょうか。

富山議員 おおむねそのようなことです。その下に記されております内容を加えていただきながら、考えて検討していただきたいという要望書でございます。

花島議員 そうすると、太陽光発電の基本的には抑制ですよ、それに関してはいろんな課題があると思うんですが、その課題点をどう扱うかということに関しては執行部にお任せに近い形になるんでしょうか。

富山議員 この要望書を出すにあたりまして、執行部とも数度打合せも行っております。執行部のほうも大体私たちが言っている問題点というのをちゃんと考えていただいた上で、大まかにこの部分は加えていただきたいというお願いでございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 はい。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時09分）

議長 再開します。

続きまして、瓜連支所の組織配置再編に係る検討について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。以下、関係職員2名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料、瓜連支所の組織配置再編に係る検討についてをご覧ください。

瓜連支所の組織配置再編に係る検討についてでございます。

中央公民館への行政機能の移設を基軸に、瓜連支所の組織配置再編に係る検討を行っていくこととしましたので、ご報告いたします。

1の概要でございます。

中央公民館は、築39年が経過し、施設の老朽化や劣化が進んでおり、大規模改修が必要な時期となっております。また、ふれあいセンターすがやは令和6年6月の供用開始に向け整備を進めているところでございます。このような状況を踏まえ、公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理や中央公民館への行政事務室の集約等を行い、公共施設の適正管理、運営を推進するとともに、市民の利便性向上、経費削減及び業務の効率化を図るものでございます。

2の検討事項でございます。

主に5つございます。

まず、（1）でございます。

上下水道部と教育委員会の中央公民館への集約を検討しております。

方向性でございます。

瓜連支所に配置している組織を中央公民館へ移設して行政機能を集約し、住民の利便性向上を図るものです。市役所分庁舎としての用途を追加することでございます。

（2）中央公民館の長寿命化大規模改造の整備内容と整備時期でございます。

方向性としまして、市公共施設等マネジメント計画、行動計画書において継続して維持管理を行い長寿命化を図る施設としていることから、大規模改修を行い施設の延命化を図るものでございます。長寿命化大規模改修の際に、新たな行政事務室の改修工事も併せて行うものです。

（3）でございます。公民館とコミュニティセンターとの類似用途の整理。

方向性としまして、公民館と各コミュニティセンターの位置づけは変更しないものとし、現在の施設の利用団体等に配慮しながら、利用目的が類似する機能を整理して効率的な施設利用を図るものでございます。

（4）でございます。支所窓口の総合センターらぼーへの移設でございます。

方向性としまして、周辺住民の利便性を考慮し、支所窓口を地域活動拠点である総合センターらぼー内に設置をいたします。

（5）瓜連支所庁舎と瓜連分庁舎の今後の在り方でございます。

方向性としまして、瓜連支所庁舎が築37年、瓜連分庁舎が築28年を経過しているため、施設の老朽化や維持管理コスト等を踏まえ、今後の在り方について方針を決定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の推進体制でございます。

瓜連支所の組織配置再編を円滑に進めるため、総務課を中心に関係部署と連携して調整や協議を行い、市の方向性を示す瓜連支所の組織配置再編に係る基本方針を今年度末までに設定する予定でございます。

4、今年度のスケジュールでございます。

まず、本日全員協議会のほうに報告してございます。本年12月に全員協議会に基本方針の案としましてお示ししたいと思っております。来年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しまして、令和6年3月には全員協議会のほうでパブリックコメントの結果、基本方針を報告いたしまして、同じく3月に基本方針策定、公表のスケジュールで検討を図ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 ゆくゆくは瓜連支所を廃止して市民サービスをらぼーるのほうに持っていくという形が1つと、それから、中央公民館、これ公民館法で結構規制があると思うんですけども、大規模修繕となると結構なコストがかかりますよね。そうすると、新規に市民ホールとして造るのか、大規模修繕として延命をするのかという、そういうことも考えているのか。それちょっと伺います。

総務課長 瓜連支所の窓口がございますが、窓口機能としましてはらぼーるのほうに移転をするという方向で協議してまいりたいと思います。

それから、中央公民館のほうにつきましては、建て替えではなく、現在のところ大規模改造をして延命をするという方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。

君嶋議員 それに関連してちょっとお聞きします。中央公民館大規模改修を行う時点での大体予算というか、工事費って出していると思うんですけども、幾らぐらいの工事費がかかる計算なんでしょうか。

総務課長 本当に概算ではございますが、5億円弱、4億8,000万円程度と想定はしております。

君嶋議員 約5億円弱の工事費がかかるということで、そこを大規模改修して、そこに教育委員会、上下水道部を入れるということで進めていくとなると、今物価高騰の中で、まだまだ上がってくる可能性もありますよね。大規模改修をして延命処置をするのは分かりますけれども、この後いろんな当市では計画もある中で、そんなにいろんな次から次へこういう事業を行っても大丈夫なのかなとちょっと不安があるんですけども。

総務課長 財源のほうだと思いますけれども、財源確保の見通しということで、いろいろな有効な起債、交付税が措置されるような起債とかいろいろ、様々ありますので、今後検討していきまして、基金も充当というのも可能ではあると考えておりますので、財源確保に関しましては慎重に検討しまして、これから方向性を示していきたいと思っております。

君嶋議員 財源確保しながらということで、ただそうすると、今現在使われているらぼーるに、瓜連支所をそちらへ移行するというので、瓜連地区の市民の窓口的なことは可能かと思うんですけども、じゃその中に入っている郵便局、ここはどういう対応させていくんですか。

総務課長 瓜連郵便局、那珂地区保護司会、那珂市社会福祉協議会及び那珂医師会、4団体入っておりますので、こちらにつきましては市の方向性をお伝えしまして、移転等も含めた協議を今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

君嶋議員 郵便局については、旧、町内にあった郵便局を瓜連支所に来ていただいたという経緯もある中で、今後は支所の扱いを変えていくからどこか探してくださいということ、これもできないと思うですよ。この辺はきちんとした説明をしていかないといけないと思いますし、また瓜連の住民にとっても、やはり高齢化しているため、JAも今回、10月から撤退して本所扱いになってくる、郵便局もまたなくなってしまうとなると、本当に瓜連地区の住民サービスが低下してしまうんじゃないかなという不安が出てくると思います。

それともう一つ、今後瓜連支所について、どのように活用していくか。ここを更地にして次のどこか進出を待つのか。その辺についても、市民へは今後そういう、地区の住民なんかはそれに対してだんだん瓜連地区が活気がなくなってしまうんじゃないかなというような不安も出てくると思うんですが、そういう面についてどのように考えているかお伺いします。

総務課長 瓜連郵便局等々の移転につきましては、協議を重ねまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

それから、瓜連庁舎の跡地利用につきましては、今後検討していくというところですが、検討にあたりましては庁内関係組織による検討に加えて、地元の瓜連地区まちづくり委員会や地域住民などとの跡地利用に関する意見交換などを重ねまして、地域の特性や住民のニーズを踏まえて、地域の活性化につながるような最適な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

君嶋議員 そうですね、地元のまちづくり等の方も交えていろいろ、今後の利活用についてはいろいろ協議していただきたいと思いますが、築37年間たっている建物ですから、やはり中央公民館が築39年という2年ぐらいの違いしかないということは、今後使うにあたって、市が使うとしても大規模改修をしていかなきゃならないのかな。またそこにお金がかかってしまうということもあるんで、その辺をきちんと協議していただければと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

古川議員 すみません、ちょっと流れを確認したいんですが、まず最初にやることは中央公民館の大規模改修ですよ。その後、それが完成しましたら教育委員会と上下水道部が中央公民館に入る。まずそこでなんですが、上下水道部が中央公民館に入ることは問題ないんですか。さっき公民館法という話がちょっと出ましたけれども、そこはどうなんでしょう、まず。

総務課長 中央公民館は社会教育法上の社会教育施設である中央公民館に基づいて建設しているものでございます。それに分庁舎を加えるということに関しましては問題ないという

認識でございます。

古川議員 公民館を分庁舎という扱いもするということなんですね、公民館と併せて。

総務課長 併設です。

古川議員 分かりました。

そうしているうちにふれセンすがやが出来上がる。多分出来上がるのが先ですよ、令和6年と言っているんですから。大規模改修が終わって、教育委員会と上下水道部が入ってきて、そうすると公民館の今の利用団体が使っている部屋とかがちょっとどういふふうになるか、それはこれから検討していくんでしょうけれども、そこで使えなくなった利用者なんかはふれセンすがやのほうに、利用目的が同じならばそっちを使っていただけませんかというふうにするということですか。

総務課長 古川議員のおっしゃるとおりでございますが、中央公民館、庁舎機能を加えますと施設が縮小というか、使えなくなる機能もございますので、そちらを使っている団体はふれセンすがやに限らず、各コミュニティセンター等とも連携しまして、うまく使っていただくような検討を今後していきます。

古川議員 分かりました。そうしますと、その利用団体のやっぱり声も、声というか話もよく聞かれたほうがいいと思います。

それと、最後にもう一つ、瓜連分庁舎、社会福祉協議会の分室が入っている、あそこも何か出ていただく必要があるんですかというか、行き先が逆にあるのかなとちょっと心配になりますけれども。だから、その跡地を何かに利用する何か予定がとおりになるのか。

総務課長 瓜連庁舎、分庁舎でございますが、そちらをどういうふうな今後使い方をするのかということで、今後検討してまいります。例えば全て取壊しという方向性になった場合は、当然社会福祉協議会も移転を考えていただかないと駄目なんですけれども、そちらの移転先につきましても今後検討していくという考えでございます。

跡地のほうは今後検討してまいりたいと思っております。まだ跡地をどういうふうにご利用するかというのはまだこれからの、方向性が決まりましたら、どういうふうにご利用するかというのは今後の検討になると思います。

以上です。

古川議員 跡地を何に使いたいからこういう計画になったということではないということね。

そこだけ、ちょっと確認。

総務課長 公共施設等の集約化等が冒頭の考えでございますので、それを集約化して瓜連庁舎の取壊しとなった場合には、その跡地利用ということで方向性をお示ししまして協議するという段階でございます。

議長 よろしいですか。

君嶋議員 もう一点、じゃ確認させていただきます。

瓜連支所を解体した場合に、用途って今どのようになっていますか。調整区域なのか市街化区域なのか。確認しますけれども。

総務課長 瓜連支所は市街化調整区域です。

君嶋議員 調整区域だと、じゃ取り壊して更地にした場合に、それを用途変更でもしないと企業にしろ何にしろ張りつくことも難しいと思うんですよね。その辺はどのように考えているのか伺います。

総務課長 君嶋議員のおっしゃるとおりでございますが、市街化調整区域、用途が制限されておりまして利用が制限されている部分がありますので、今後将来的なことも見据えまして、その地域を用途変更するのか、また企業が張りつくのか、まだ検討段階でございますけれども、そのことも含めまして今後検討をしてみたいと思います。

君嶋議員 検討していくということは分かりますけれども、やるんならもっとスピード感もってとにかく変えていかないと、何年もそこを更地のままに置かれたんでは、先ほど言うように、住民感情的にはもう本当に瓜連地域が発展していないと思われるんで、今回国道118号が4車線化になったをきっかけに、あの通りからは全部用途を多少変更して見直しをかけていただければと私は常々思いますので、そこは要望させていただきます。

議長 ほかに。

遠藤議員 ちょっとまだいろいろと検討事項ということなんですが、さっき古川議員もお聞きになりましたけれども、これいつ頃なのかというのがちょっとまだよく分からないんで、いつ頃を目途にされているかというのを教えていただいてもいいですか。

総務課長 こちら、事務局案、検討中ではございますが、全体計画として令和6年度から10年度を見込んでおりまして、そのうち令和6年、7年ぐらいで基本設計、実施設計、令和8年度から改修工事、大規模改造工事を行いまして、令和11年度から移転と、上下水道部と教育委員会の移転という想定で考えております。

遠藤議員 分かりました。

用途でしょうけれども、確かに瓜連の地域でのいろんな市民サービスの低下というのはやっぱり心配なところでありまして、今郵便局の話もありましたけれども、あとは社会福祉協議会です。これ、確かに今分室がひだまりにありますけれども、そこに集約をするという考えなのか、瓜連に何かしらの、どこかの施設に残すのかですが、社協って結構地域福祉のまさしく実務部隊というか、担い手をされているので、ああいったところに生活困窮者の方が相談に直接来たり、いろんなものをやっているんですよね。なので、それがこの広い那珂市の中でもし菅谷だけに集約するとなると、かなり苦しい、困っている方の足の問題もありますけれども、5年後ということでもありますから、もっと交通弱者の方も増える可能性もある中で、そういう苦しい方の窓口が1つになってしまうということはちょっと危惧するところではあります。

あと、もう一点は、もし集約するとなると、今のひだまりにしてもスペースに限りがあ

りますから、今度はひだまりも改修しなきゃいけないとか、そういうふうなことになってしまう可能性もあるかもしれないんですが、そこらはどう、今の時点でどういうふうにお考えでしょうか。

総務課長 社会福祉協議会の移転等々のお話だと思うんですけども、移転先がまだ決まっていなくてございますが、移転先も含めまして、今後慎重に検討していくということをございます。

議長 ほかに。

花島議員 皆さんおっしゃったことと重なる部分もあるんですけども、まず菅谷のコミュニティセンター、ふれあいセンターすがやができて、いろんな市民サービスに使えるトータル面積って言ったらいいんですかね、床面積が増えるわけですけども、一方で瓜連の庁舎を使わなくなるとなると、その分減るわけですよ。単純に面積で考えたときに、例えば教育委員会と上下水道部を中央公民館に移してとなると、中央公民館の市民活動に使える部屋ってほとんどなくなるんじゃないですか。あの大きなホールと、あとせいでい部屋が1つあるかないかということになりますよね。そういう計算をちゃんとしていのかどうかというのがすごく気になります。

それから、遠藤議員もおっしゃったように、社会福祉協議会というのは市とまるきり無関係な団体じゃなくて、市の行政機能の一部でもありますよね。ですから、そこをどうするかも含めて考えていかなければ計画として全然片手落ちもいところだと思います。その辺で、今後、一応こういう方向で、より詳細を検討していきたいという話なら分かるんですが、いきなり中央公民館に移動しますよ、瓜連の古い庁舎は今後考えますと言われても、はい分かりましたと言えないです。

それともう一つ、これは今に言えることではないんですけども、施設を造るときに30年ぐらいで大改修が必要な造り方っていうのはちょっと間違っていると思うんです。昔、日本はそうでしたよね、ずっと、そうなんです。でも、これ世界的には非常にまれでして、普通はもっと長持ちするように造るんです。改修はもちろん、改修整備はもちろん必要ですけども、もうちょっと軽い改修で長く使えるようにするというのが普通、本来あるべき姿かなと私は思っています。そういうことも考えていただきたい。これは施設を造ったときの話であって、今からどうこうできる分というのはわずかだと思うんですが、そういう考えなり反省がないとずっとこういうことが続いていくと思います。それ無駄だと思うんです。例えば、スウェーデンなんかは個人住宅でも大体70年ローンだそうです。それが普通だそうです。それだけ長持ちするようなものを造るのが当たり前になっていることも頭にいただきたい。多分日本の高度成長の時代から、例えば個人住宅でも狭くて居心地が悪いのを我慢していて、余裕ができたなら全部作り替えるという、その流れから同じような感覚で公共施設も造っていったんじゃないかなと思うんですが、もう考え方を改めるべきだと思っていますので、その点も今後の考え方の参

考にさせていただきたいと思います。

以上です。

総務課長 事務局内横断的にほかの部署等々で、上下水道部と教育委員会が中央公民館に入る場合にどのくらいの面積が必要か、それから残すべき機能、中央公民館の残すべき機能はどんなものか等々は検討に入っておりますが、そちらも今後詳細に詰めていきたいと考えております。

それから、39年過ぎて大規模改修をするということでございますが、どうしてもコンクリート造り、躯体のほうは、基本的なものはもっともつと思うんですけども、どうしても設備関係、空調等、照明等がどうしても老朽化してまいりますので、そちらのほうは大規模改修をしなければならないという状況でございます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

議長 再開します。

続きまして、学校ホームページ上での個人情報漏えいについて、執行部より説明願います。

教育長 まず、初めに一言ご挨拶申し上げます。

このたび、瓜連小学校におきまして学校ホームページ上での個人情報の漏えいという、安全、安心を脅かす、そしてまた信頼を損ねるという事案が発生いたしました。服務規律の確保に向け様々な取組をしている中、このような事案が発生いたしましたことにつきましては、心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

教育委員会といたしましても、多くの個人情報を扱う学校で、児童、保護者の皆様と学校との信頼を損ねる、あってはならない事案が発生いたしましたことを大変重く受け止めております。再発防止と信頼回復に向け、学校長会と連携の下、改めて各学校における危機管理マニュアル等の確認、見直しを行い、今現在取り組んでいるところでございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援をお願い申し上げます。この後、課長より報告をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の猪野です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、学校ホームページ上での個人情報漏えいについてをご覧ください。

ださい。

それではご説明いたします。

9月26日火曜日、那珂市立瓜連小学校において学校ホームページ上で個人情報が漏えいする事案が発生したので、その概要について報告いたします。

1、事案の概要です。

本年7月に保護者を対象に実施したいじめに関する調査の結果一覧表が9月26日火曜日、午後6時33分から午後8時27分までの間、瓜連小学校のホームページに誤って掲載され、児童の個人情報が漏えいいたしました。なお、保護者等から閲覧した等の情報や問合せはございませんでした。

2番目、漏えいした情報でございます。

在籍児童315名のうち、調査に回答した保護者162名分の内容が漏えいいたしました。

情報の内容及び規模でございます。児童162名分の学年、組、氏名のほか、14名分の相談等のコメント、うち12名分、いじめに関する内容、さらにそのうち1名は実名の記載がございました。

3、原因です。

教員Aが9月に実施するいじめに関する調査を作成する過程で、Googleドライブ内にあるファイルを使って作業をしようとしたところ、誤ってホームページに張り付けてしまいました。その後、教員Bが担当するページを編集し公開したところ、教員Aが誤って張り付けた情報も同時に公開されたものでございます。

4番目、学校の対応でございます。

9月28日木曜日に臨時保護者会を開催し、学校長が経緯を説明し、謝罪を行いました。相談等コメントの記載がありました14名の保護者に対しては、学校長が電話にて謝罪を行いました。また、オンライン全校集会にて、学校長が児童に対し説明を行いました。

5、再発防止策をご説明いたします。

直ちに市学校長会を通して事案の概要と原因を共有し、市内の全小中学校における個人情報の取扱いの遵守を徹底いたしました。これを受け、各小中学校においてホームページ更新時には学校管理職が承認した上で更新するなど作業手順を見直し、またアンケート等を作成する際にはホームページのアカウントは使用しないなど、情報管理を徹底してまいります。

最後に、お子様や保護者をはじめ、皆様にご心配をおかけしましたこと、改めておわび申し上げます。再発防止に向け取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

原田議員 こちらなんですけれども、アクセス数なんかは調べられたんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

ホームページのアクセス数でございしますが、初期設定ではアクセス数が解析できないようになってございます。事故後、Googleアナリティクスというサービスを利用してアクセス数を解析できるようにしてございますが、設定直後であり、現在の状況についてはまだ把握してございません。

以上です。

原田議員 分かりました。

こういった問題は、やはりデジタルタトゥーとかが問題になると思うんですけども、そういったインターネット上に一度公開されたホームページの写真とかですか、それが流れてしまっていないかというところまでは調査されているのでしょうか。

学校教育課長 現時点で閲覧可能、検索可能な範囲では確認することはできてございませんが、それ以上は未確認でございます。

原田議員 今後は何かそのあたりも、防止策ではないんですけども、対策として踏み入れたほうがいいと思うんですけども。

また、ホームページに関しては私もちょうとあまり詳しくはないんですけども、ホームページの作業とアンケートの集計の作業を同時にされていたのか。あと、ホームページであれば作業している最中、公開する前にきちんと確認はできたはずだと思うんですけども、そのあたり、ちょっと具体的に教えてください。

学校教育課長 お答えします。

本来、この教員Aが行う作業はホームページとは無関係のアンケートの作成に関する事務を行っていたところでございます。それを操作手順を誤り、本来Googleドライブファイルを編集しようという作業を行うべきところをホームページを編集する作業を誤って行ってしまった、それが一番の原因でございます。

原田議員 ちょっと私も詳しくないので何ともなんですけども、そうしたところも、ホームページは教員の方どなたでも編集ができるものなんですか。

学校教育課長 共有のアカウントを使用してホームページのほうは編集行っていますので、そのIDパスワードを把握している教員であればどなたでも編集はできるようになります。

原田議員 本当にこうしたことを、今後の対策も、二度としてはいけないというところだと思うので、そのあたり、民間の方からセキュリティーの問題とかもきちんと聞いて、それを取り入れていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議長 ほかにございますか。

富山議員 漏えいの案件が本当に案件だからデリケートな部分だなと思うんです。この事件が起きて以降、後に子供たちの間で新たな、この件の、漏えいに関してトラブルが起きていないのか再調査というのは行ったのか伺います。

学校教育課長 お答えします。

この事件の直後、学校にて児童、生徒に対しても状況説明してございます。今現在、こちらのほうには改めての報告はございませんので、ないものというふうに考えています。

富山議員 やはり本当にデリケートな案件なんで、少しの間、やはり注視して見守っていただきたいなと思います。相談あったら、こういう漏えいの関係でまた人間関係がさらに悪化していってしまうようなことがないように、少しの間やっぱり注視して子供たちを見守ってってください。

あと、やっぱり本当に信頼に関わる、子供たちが信頼してお話ししてくれている案件なんで、今後こういうことのないように、ぜひともよろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

古川議員 これ2時間後に気づいたということですよ。どなたがどういう状況で気づかれたんでしょうか。

学校教育課長 こちらを初めに気づいていただいた方は、瓜連小の教員の親族の方が瓜連小学校のホームページを一覧している間に確認して、その教員に連絡をしたという状態で発見されたものでございます。

古川議員 ということは、親族という一般の方ですよ。ということは、閲覧している人がいるということですよ。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

古川議員 これやっぱり、今皆さんから意見出たように、これ絶対出しちゃいけなかった情報ですよ、個人情報。住所とか名前が出たとかというのはまた訳が違う。これ、こういうアンケートに本当に情報、情報というか秘密を守ってくれるからアンケートに協力してくれたわけですから、それを裏切ったことになりますよね。そこで、今富山議員なんかがおっしゃった、その後に、お前書いたんだってなみたいなことになったとしたら、これとんでもないことになった可能性もあると。そこら辺の重大さもやっぱり考えなきゃいけない。そして、後で誰かが気づいてくれたということじゃなくて、上げたときに確認しましょうよ。上げた方が。上げて、はい、ぼちで、はい終わりじゃなくて、上げて、1回自分の上げた内容がきちんと反映されているかどうか、その辺もきちんと確認をしていただかないと。学校長が承認してからとか、そういうだけの話、マニュアルでは多分解決できないと思うんで、よくそこを考えていただいて、よろしく願いします。

議長 ほかに。

花島議員 幾つか意見がありますが、まずアンケートをどうやって集めたのか。それから、Googleドライブを使って整理をしていたというんですが、集計作業だと思うんですけども、その辺を、何を使ってどうしたという情報を知りたいんですけども。

学校教育課長 まず、7月に行ったアンケートでございますが、こちらはGoogleフォームの機能を使って電子的に集計したものでございます。9月の作業は、アンケートを作成するためというよりも、その7月の状況、内容を確認するために閲覧していたもので

ございますので、実際、作成作業が始まる前の段階でございます。

花島議員 はい、少し分かりました。

実は私Googleのシステム使っていて、あまりたくさん使っていないんですけども、正直使いにくいところもあるんです。特に公開関連に関しては。先ほど古川議員がおっしゃったのは難しいところがあって、ページを変更するときに変更できるんですけども、公開はまた別なんですよね。それで、誰かが間違っただけで公開する前に、実際のホームページで公開されていて、それを更新しようとするページを編集しているときに誰かが編集し、それをそのままに気がつかないで別の人が別の編集をして公開すると、その前にいじくった人のやつがぼんと出ちゃうんですよね。だから、自分が何か作業をやって、その部分だけ見たんではチェックして出たことにならないんで、全部見なきゃならない。そうすると、ホームページの内容が大きいと全て見るというのは容易じゃないんです。多分、データがどういう形か分からないんですが、結局Googleドライブの中にファイルとしてあったやつをホームページにぼんと張り付けば見られるんですよね、どう書いてあろうが。そこはなかなか難しいと思います。Googleのシステムって便利なところもあるんですけども、もともとは、私が自分で使ってみた印象なんですけど、社内である程度クローズしたところで使うためのシステムですね。それも、それを公開ができるようになっている。その公開できる場所のバリアが公開するまできちゃうんです。無限定に公開するとか特定の人に公開するというのがあるんですけども、とにかくひゅっとやればぼっと公開できちゃうというところが難しいかなと思います。

率直に言って、多くの方はシステムを分かっていないんです。言っていること分かりませんか。仕組みを分かっていなくてやっているからトラブルが起きやすいです。本当に。私自身だってよく分からないんです。正直言って。マニュアルも非常に不備というか、こうしたらこうなりますと書いてあるんですけども、全体像が分かるようなマニュアルってなかなか見つからないんです。だから事故が起きやすいかなと思います。

ですので、Googleドライブ上で何か作業をするというのをもっと制約したほうがいいかなと思います。アンケートを取るの、確かにGoogleフォームというのがあるんですけど、私使ったことないんですけども、情報を集めやすいと思うんですけども、それはやっぱり同じつながりで、一般に公開されるのにちょっとした間違いでつながっちゃうというリスクがあると思いますので、よく仕組みを理解して、考えてお願いします。

以上です。よろしく。

指導室長 指導室長の白井です。今花島議員がおっしゃったように、Googleのサービスについては便利なところもあれば本当にリスクもたくさんあります。私たちが把握していなかった今回の事故ではあるんですけども、このことを踏まえまして、厳重に、あってはならないことが本当に起こらないように現在対応を進めていますといたしますか、

対応しているところです。

まずファイルについてです。ファイルは個人情報を含むものはG o o g l eドライブには置かない、こちらを徹底しております。また、G o o g l eドライブ内のファイルについても制限をつける。これは、誤ってアップされても外からは見ることができない状態にさせております。それから、公開のところ、花島議員がおっしゃったように、誰でもサイトを作ってホームページをアップすることができるというよさがある反面、同時編集が可能になってしまいますので、自分のところだけでアップしてしまうというおそれがあります。ですので、こちらについては公開する時間を設定する。この時間に公開しますということ。それから、最後の公開というのは管理職が確実に確認して、管理職が公開という最後のクリックをするという、そのように徹底しております。よろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 じゃ、今のご答弁に関してですけれども、それはそういうふうな状態にしておりますというのは、こういう事件が起きる前からそうしていたんですか。

指導室長 申し訳ありません。このクラウド上のデータ、それからこのG o o g l eに関しては、そこまでの徹底は不十分であったというふうに認識しております。これまで徹底しておりましたのは、U S Bの持ち出し、それから紙媒体の持ち出し、タブレットの持ち出し、そのあたりは徹底していたんですが、このG o o g l eに関しては私たちも勉強不足であったというふうに認識しております。

遠藤議員 そうしたことなんですね。今この事件を受けてそういうふうにしておりますという答弁なんですね。分かりました。

あと、これは保護者が書いたアンケートなんですね。保護者が書いたアンケートが14名分一時期閲覧できる状況になっていたと。そのうち実名記載の分もあったというふうなことなんですよ。だから、漏えいを受けた14名の保護者に対しては学校長が電話で謝罪を行ったということですが、これに関してはどういう反応がありましたか。

学校教育課長 お答えします。

学校からは主に3点のご意見があったこととお伺ひしてございます。保護者から主に3件のご意見があったことを学校を通してお伺ひしてございます。

1つ目としては、いじめに関して、7月の調査後、担任の先生がすぐに対応していただいたこと、そちらについてのお話がありました。2つ目としましては、今回はすぐこの公開してしまった事案を保護者にメールにて連絡したり、あるいは直ちに削除したり、直ちに公表したり、そのように臨時保護者会を開催したり、誠実な対応をいただくということを学校を通じていただいております。また、3つ目としまして、先生、人間が行う操作なので、ネット社会でございますが、やはりミス等はあるというような意見、今後に対しての建設的な意見等の理解をいただく言葉をいただいたというふうにお

伺いしているところでございます。

遠藤議員 大変大人な対応を保護者の方もされたんだろうというふうに思います。ただ、やはりこういうことがもうニュースになって、こういうことが起きたということ自体はやっぱり多くの保護者からの理解は一定程度損なっただろうというふうに思います。やっぱりいじめに関することをコメントするわけですから、学校に何かしら対応してほしい、どうしていいか分からない、こういうコメントだったんだと思うんです。それが閲覧される、場合によっては実名がということでもありますから、これはたまたま2時間で済んだんだろうというふうにも思いますから、これが一定程度、一晩、2日、3日、誰が、気づかないままだったら、これはまさしくえらいことになったと思いますから、言葉が適切か分かりませんが、一応不幸中の幸いでとどまったということだと思いますので、非常にこれは当然ながらあってはならない事象でありますからしっかりと検証していただきたいんですが、ただ、そこでちょっと1点だけ気になるのは、再発防止策で学校管理職が承認した上で更新するなどということでもありますけれども、こういう手順って管理職の方、皆さん熟知されているんですか。

学校教育課長 お答えします。

先ほど白井室長のほうから申し上げましたとおり、これまでは確かに不十分な点があったと存じます。そういった点を、反省を踏まえまして、このたび、事案発生直後、臨時学校長会を開催しまして、その手順についての再確認、また承認を行うということの意味、それについて改めて共通認識を図ったところでございます。

遠藤議員 ぜひそうしてはいただきたいのだけれども、一応懸念として、これ一般論になっちゃうかもしれません。学校管理職の方というのはやっぱり年配の方でありますから、ホームページの運営、管理、またネット運用が得手か不得手かという部分なんです。心配なのは、一定程度、以前に学校を回ったときにタブレットを、子供たちはタブレットを貸与されていますけれども、管理職は持っていないですよ、多分、ないですよ。だから、そういった意味で、タブレットの操作ですらおぼつかないところがあるかに聞き及んでおります。

それを含めて、この漏えいしないようにするための最終的な責任者は当然学校長でありますけれども、運用に責任者は的確にやっていただければというふうに思うんです。これ、例えば教員Bがというのは、これはホームページ担当の教員なのか分かりませんが、人によって変わるかもしれませんけれども、その担当した方に、しっかり慣れている方というか、熟知されている方が、それはやったほうがいいのかなどという感じもいたしますので、これは学校現場の、今いらっしゃる教員の中で得手不得手、人手の問題もあろうかと思えますし、まさしく業務多量な中だと思いますけれども、いずれにしても再発防止をしっかり図っていただきたいと思えますので、その点についてちょっとご答弁いただければ。

指導室長 おっしゃるとおり、管理職の中にはICT関係が得意な方、または苦手な方もおられるかと思います。学校のほうにはICT推進教師がおります。また、ICTサポーターも配置しております。このサポーター、推進教師の協力を得ながら、学校長のほうで最後の公開ということ、その手順のほうを確認して徹底しております。また、作成してそのまま上げる、公開するのではなくて、1日日を置いて次の日の10時に上げるなど、そのように時間的な余裕を持って上げるという、そのようなことも学校長会のほうを通して確認しておりますので、そういったガイドラインもこれまで以上に見直して徹底しているところです。

以上です。

議長 ほかにございますか。

寺門勲議員 これからの再発防止にしっかり努めていただきたいと思います。4番の対応の(2)保護者14名から相談等があったということでございますが。こちらは電話での相談だったのか、お伺いいたします。

学校教育課長補佐 まず、14名の方は、アンケートに具体的に記載をしていただいた方が14名です。その方たちに対して電話で学校長が謝罪説明をいたしました。

寺門勲議員 学校長が電話で対応したということでございますが、こちら、電話での対応が本当によかったのかどうかお伺いいたします。

学校教育課長 お答えします。

手順として、まずは電話で状況についてご説明させていただき、それでご理解をいただくというのをまず第一に、スピーディーに行うということを主眼として電話で行わせていただいたと考えております。その状況によって、必要に応じて訪問するとか、そういった手順になろうかと思いますが、基本的にはただいま申し上げたとおりで、電話でご理解をいただくことができました。

以上です。

寺門勲議員 今後とも丁寧な対応をよろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 2時間後に発見、発覚したということで、大変機敏な対応だと思うんです。これからもやっぱりそういうふうにして、ヒューマンエラーとかあるんですよ、人間だから。でも、やっぱりすぐ対応するというのが大したもんだと思うんで、頑張ってください。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時16分）

議長 再開いたします。

続きまして、学校給食センターへの監視カメラの設置について、執行部より説明願います。

学校教育課長 引き続き学校教育課です。

全員協議会資料、学校給食センターへの監視カメラの設置についてをご覧ください。

それではご説明いたします。

学校給食への危険異物の混入が連続して発生したことを受け、学校給食センターに監視カメラを設置することとしたため、その概要について報告いたします。

まず、1、経緯です。

5月31日に第四中学校、6月14日に菅谷小学校、9月8日に第三中学校に危険異物の混入が発生し、市議会の皆様、ほか関係者の皆様から監視カメラの設置を求める意見が出されたところがございます。これを受け、12月の市議会定例会における補正予算計上を目指して設計等の調整を進めていたところ、冬季休業期間中に設置を完了するためには施工前の早い段階でカメラ等の資材を確保する必要があることが判明いたしました。このことから、施工に係る予算は予備費から充用いたしまして、契約、発注を前倒しすることで機材の確保と3学期当初からの稼働を確実にすることといたしました。

2、予算額及び整備内容でございます。

予算額は、税込み454万3,000円でございます。具体的な整備内容は、カメラ17台を給食センター施設の出入口及び調理場内に設置いたします。また、レコーダー及びモニター各1台を事務室内に設置し、記録を行います。

3、カメラの活用目的でございます。

まず、出入口からの不審者の侵入を監視すること、調理作業の記録により異物混入の原因等の特定を行うこと、調理作業の記録を小中学校の食育の教材や施設見学等に活用すること、これら3点を目的として設置するものでございます。

4、スケジュールでございます。

去る10月10日に予備費の充用を行い、入札に向けた準備を開始いたしました。本日入札を行い、業者が決定する予定でございます。契約後、業者にて資機材を確保し、12月23日から1月8日までの冬季休業期間中を利用して調理場内にカメラを設置する作業を行う予定でございます。1月9日の3学期始業日にはカメラ稼働できるようにし、翌10日の3学期給食提供開始までには間に合うよう作業を進める予定でございます。

最後に、口頭でご報告いたします。

昨日、那珂市PTA連絡協議会から学校給食への異物混入に対する緊急要望書が市長及び教育長に提出されました。その中では、今回の監視カメラの設置についても要望がご

ございました。こちらにつきましても、再発防止に向けた取組を今後も継続してまいります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

古川議員 5月以降に起きた3件なんですけれども、ちょっと私の記憶ではクラスで食缶を開けたらあったという事例じゃなかったでしたっけ、3件とも。だとすると、そもそも食缶には、例えば小学校何年何組とかってそれぞれ書いてあるんでしたっけ。

学校教育課長 お答えします。

3件とも発見の状況は異なるものでございます。1件目の5月31日の事案は、ただいま議員おっしゃられたとおり、食缶、ずんどうみたいな食缶ですが、食缶を開けたとき、その上に乗っていることが発見されました。ただいま、この食缶でございまして、クラスごと、献立ごとに分けられてございまして、何年何組の食缶ということでまとめてコンテナに積まれて給食センターから学校のほうに配送されるものでございます。

以上です。

古川議員 そうしますと、この設置する監視カメラでその食缶を当然映すことはできますよね。多分上から映すんでしょうけれども。ですよ。どのぐらいの精度か分かりませが、調理する中にそういう異物があるものまで発見、見えるような精度がいいものなんですか。

学校教育課長 お答えします。

こちらにつきましては、解像度は400万画素、通常の監視カメラが200万画素、フルハイビジョンの200万画素でございまして、それより画素数は多いものを指定してございまして。実際、17台というカメラの台数でございまして、一見多いようにも感じられるかもしれませんが、もともと給食センターの調理場内の坪数から考えると、作業工程を映すことができるようにカメラを配置してございまして、この台数になってございまして。食缶についても映るようにはなってございまして、その状況によっては確認することができるかどうか、可能な限り発見できるようにこのような台数を確保したところでございまして。

古川議員 分かりました。今回は、でもこれ監視というよりも抑止力になってくれればいいなというふうでいいんですよ。というふうに私は理解したいんですけども、よろしいですね。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 これ作業工程を映すものであって、人物と、あと今言っていた作業工程、それから今言っていた、そういう作っているところ。これが発見されなかった場合、以前のときはもしかすると学校内でそういうことがあったかもしれないという話もありましたよね。ですから、これが確認されなかった場合は、じゃ学校内での異物混入ということという、

それに役立つという、そういうことも考えているんですか。

学校教育課長 お答えします。

学校給食の場合には、通常の飲食店と異なりますので、今笹島議員おっしゃられたとおり、学校給食センターで調理した食材を学校で喫食する、食べていただくこととなります。ですので、混入場所、明らかな欠損箇所があればそちらが原因というふうに特定することができますが、それが分からないということで、その可能性を一つ一つ潰していくという作業が必要になります。今回の給食センター調理場内へのカメラの設置は、仮に今後発生する事故が給食センターの調理場内で行われた場合に、その原因を特定する、しやすくするためのものございますので、学校は学校の対応、納入業者は納入業者の対応というふうに、それぞれの場面で必要な対策、それぞれ取っていく必要があるというふうに考えています。

笹島議員 一つは緊張感を持たせるということも、ミスをしないよう。あとは、こういうこともやっているんだということで、学校内でも故意にやる場合もあるかもしれない、分かりませんよ、それはね、いう場合も抑止になるかどうか分からないですけれども、それも抑止させるような形を取らないといけない。

あと、もう一つ、これ別件で、これ防犯カメラ、レコーダー、モニター、これ予算が4,500万円ですか、400万円か、ごめんなさい。そうすると、25万円ぐらいかな、大体、1台。これリースか何かでやっているの、買取りでやっているの、これは。

学校教育課長 お答えします。

こちらは工事として行いますので、買取り相当になります。1台当たりといいますと、カメラ自体の単価は5万円から6万円程度でございますが、システムとして動きますので、1台幾らという積算ではございませぬので、ご了解いただければと思います。

笹島議員 大体会社でもどこでもそうなんですけれども、企業でも、リースでやっているんです。要するにセットでということ。買取りというのであれしたのかと思って、リースだと会社は経費控除になるんですけれども、市町村はよく分からないんですけれども、そういうことができるのか。あまり関係ないですよ、これは。何で買取りしたの、これは。リースのほうが有利なんですけれども。普通はリースなんですよね。

学校教育課長 お答えします。

この給食センターのカメラというよりも一般論になってしまうかもしれませんが、リースの費用の中には当然その年数分の利息相当分、そちら手数料相当分も含まれて業者側から請求されるものと認識しています。こちら、もともと耐用年数の短いものでございますが、基本的にはそういった手数料等を払う必要がない、トータルコストとして安くなるようなことを前提に考えておりますので、今回の場合にはリースについては比較対象とはしてございませぬが、一般論としては今のような形で申し上げることになるかと思ひます。

笹島議員 リース会社は、今言っていたリース会社別として、その設置する会社はリースにしておくとフォローとかバックアップしてくれるんです。買取りすると何もしてくれないんです。皆さんがやるほかないんです。それができるかどうかよく分からないですけれども、それはご存じですか。

学校教育課長 お答えします。

もともとこのカメラにつきましても一つのシステムとして動いているという認識でございいます。特に録画する媒体はテープとかではなくてハードディスクに録画してございいますので、当然ながら5年とか7年とか耐用年数がございいますので、必要な交換、保守が必要だということも認識はございいます。

笹島議員 しつこいようだけれども、保守点検やってくれるんです。それが一番大事なんですけれども。そうすると、自分たちが今度買取りしちゃうと、頼んだ場合また、今言っていた支障が起きた場合はお金払わなきゃいけないんです。そういうことも今度すると高くついちやうんです。ですから、どこでもそうなんですけれども、今、車でも今リースです。ですから、そういう形を、今のシステムに何でそういう、倣ってやらないのかなと思って。今現実、現代社会はそういうふうに変わってきているんです。買取りなんかやっているところどこもないんですけれども、何か旧態依然のことやっているなど思っているんですけれども、どうなんですか、それは。

学校教育課長 お答えします。

継続的な保守点検、これが不可欠だということは今申し上げたとおり認識しているところでございいます。リースにつきましても、複数年度にまたがることから慎重な検討も併せて行う必要があると思います。これらを比較検討しながら、ものによって、導入する物件によってそれぞれ検討していく必要があるかと思っています。

以上です。

花島議員 笹島議員の意見は、民間的にはもっともな部分あると思うんです。要するに、何か事業をやるのにお金借りてでもやらなきゃならないところだと、リースにすると一遍にどんとお金必要ないですから、急に借りなくていいわけです。また、一方で、供給する側とすれば、一遍にどんともうからないかもしれないけれども、順次お金が入るという点でいい点があるんですが、公の場合では、先ほど回答があったように、後年度負担をさせないとか、そういういろんな面で、お金があるんだったらぼんと買っちゃったほうがいいというのは私は理解します。

その話は別にして、運営の話なんですけど、今ハードディスクに記録されると言いましたが、記録日数14日間でどんなふうに運用するんでしょうか。例えば、ずっと流しっぱなしにして、古いデータは消されて、新しいデータを読んで、何かあったら後で見るというのが一つあります。それから、もう一つは、例えば1週間ごとに別の媒体に一旦移して、コピーして、それで過去の1週間分とか2週間分は保持しながら運用していくとい

うのと、いろんなやり方があると思うんですが、その辺の運用についてはどんなふうに考えているんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。

こちらにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、400万画素で14日間というのを一つの目安としてございます。保守作業の点からも、外部媒体を取り出すということではなくて、基本的には稼働期間中、給食センターが稼働する、通常稼働している期間中については自動で録画し、花島議員が最初におっしゃられたように、自動で録画し、順次古いものから消去していくというような運用で、万一事故等が起こった際には、速やかに保存している画像を外部媒体に取り出してその分析を始めるということを想定してございます。

花島議員 これは意見なんですけど、今のお話は分かりました。意見なんですけれども、例えば、私の知り合いがコンビニに勤めていて、それでときどき会計のミスがあるんです。それを、その店主というのは監視カメラあちこちにつけていて、結局どこの作業でどういうふうに分かったか分かることがほとんどだということです。だから、抑止というだけじゃなくて間違いとか、そういうものを見つけるのにも役に立つので、あまり抑止抑止というふうに、作業する方々にプレッシャーをかけるのではなくて、自然と受け止めてもらえるように周知してもらえたらいいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

石川議員 今日入札ということで決定されているからちょっと遅かったんですが、この選考の中に、今花島議員がおっしゃったようにリースという方法も一つあるんですが、今は1台本当に安価で取り付けだけして、あとはある企業が全てコントロールするというシステムが大分多いです。この、課長が言った5年間で償却するんでしょうけれども、5年間やっても450万円かかりませんよ、17台つけても。そういう検討はされたんですか。

学校教育課長 こちら、17台、確かに台数が多いものですので、一括してコントロールすることができるように集中的なシステムとして考えて検討したところでございます。

石川議員 コントロールとかはその1か所で全てできるんです。プロがやっていますから。これ、現場でやる必要がないんですよ、今は。ある企業がやっているんです。こんな金額もかからない、5年間償却しても。その辺も、今回はもうちょっと遅いでしょうけれども、市全体で、教育委員会だけじゃなくて、もうちょっとデータを多く取るような考え方をしたほうがいいと思います。今そういう流れになっています。

以上です。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 ごめんなさい、ちょっと確認ですが、今日これから入札なんですか。

学校教育課長 お答えします。

去る10月10日に予備費を活用しまして充用いたしまして、契約等に向けた準備、起工のほう行いました。本日がその入札、開札の予定日となっております。

遠藤議員 これからということなんですか。

学校教育課長 時間帯については、ちょっと正確には認識してございませんが、電子入札に行いますので午前中のうちには決まっていることとは思いますが、まだ現在把握はしてございません。

遠藤議員 これ、議会で報告していいんですか、タイミング的に。これから入札なのに、決定、どういう感じですか。

学校教育課長 お答えします。

本日この全員協議会でご報告いたしましたのは、監視カメラを設置するという内容をご報告いたしますので、その内容につきまして、予備費を活用して実施することから、その内容についてご説明させていただいた次第でございます。具体的な業者等については、当然今現在入札中でございますので、これ以上のことはございません。

以上です。

遠藤議員 あくまで予定額だということですか。これから札を入れるとすると。

学校教育課長 お答えします。

こちらは予算額でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時37分）

議長 再開いたします。

続きまして、令和5年度那珂市防災訓練の実施報告について、執行部より説明願います。

防災課長 防災課長の石井でございます。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、令和5年度那珂市防災訓練の実施報告についてをご覧願います。

7月23日に行った防災訓練について、訓練の実施結果を報告させていただきます。

1、訓練の概要になります。

実施日時は7月23日の8時から正午まで。実施場所は市役所、なかLuckyFM公園ほか記載の戸多地区の各公民館になります。訓練項目は記載の7項目になります。

なお、今回の訓練においては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴

い、希望される方への手指消毒用のアルコール消毒液やマスクは用意しましたが、基本的に感染症対策は参加者各自の判断で行うものとしたしました。

訓練の対象地域は、那珂川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域とし、これらの区域が含まれる戸多地区の6自治会、五台地区の3自治会の9自治会を対象としたしました。

なお、五台地区の3自治会におきましては、各自の避難行動を確認していただくことを主とし、今回の拠点避難所として設定したなかL u c k y F M公園への移動は自由参加とさせていただきます。

訓練参加機関は、県、勝田駐屯地の陸上自衛隊施設学校施設教導隊、那珂警察署、災害時応援協定締結事業者、自治会、市消防団、市防災士の会になります。

訓練参加者数になります。市民の参加者数が120人、関係機関からは113人、市からは70人が参加しております。

2番、実施結果になります。

訓練の実施結果は、報告書としてまとめております。報告書の内容は後ほどご説明いたします。

3、実施結果の公表になります。

訓練実施報告書を10月下旬にホームページで公表する予定としております。

それでは、訓練の実施報告書についてご説明いたします。

3ページの1、訓練概要になります。

(1) 目的になりますが、近年、全国的に台風や豪雨による浸水被害や土砂災害被害が発生していることから、那珂川及び久慈川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域における避難訓練を実施し、避難力の向上を目指すことを目的としています。あわせて、市災害対策本部の対応や避難所開設、運営等の訓練を行うことにより、災害時の体制確認や強化を図ることを目的としています。

(2) から(6) まではさきの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

(7) の訓練想定になりますが、台風による大雨で那珂川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されることから災害対策本部を設置し、警戒レベル3の高齢者等避難、引き続き警戒レベル4の避難指示を発令し、住民の避難を開始するという想定で訓練を行いました。

4ページをご覧ください。

(8) 訓練項目は記載の7項目になりますが、次の評価結果で併せて説明させていただきます。

それでは、2、訓練項目別の評価結果になります。

今回の訓練の評価は市や自治会参加者のアンケートにより行っており、そこで指摘された課題、改善点を今後どのように対応すべきかということで取りまとめております。

(1) 災害対策本部運営訓練になります。

この訓練では、災害対策本部員及び本部要員による体制確認と気象状況に応じた市の取るべき措置の検討及び意思決定を行いました。あわせて、市民への情報伝達の手順、内容についても確認しております。

課題等につきましては、実際の災害時における判断力の向上と伝達手段の確立が挙げられております。今後は、より実践的にするために、訓練シナリオを一部ブラインドにするなどし、不測の事態に対応できるような訓練を行っていかねばと考えております。また、職員の伝達手段につきましては、ガイドラインを作成するなどし、共通理解に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

(2) 避難所開設運営訓練になります。

この訓練では、避難所運営マニュアルに沿って避難所の開設準備や運営の訓練を行いました。参加者自身が避難所資機材である段ボールベッドやパーティションの組立てを行うことで、運営への参加の意識づけにつなげることができたのではと思っております。

課題等につきましては、避難所内での情報伝達方法や資機材の準備が挙げられております。資機材の取扱いにつきましては、定期的に職員向けに訓練を行い、即時に対応できるよう努めてまいります。あわせて、避難所内での情報提供についても内容、方法等を整理し、訓練を積んでいきたいと思っております。

避難所の開設場所、避難手段につきましては、今回は訓練想定の設定の関係で幾つか確認できない部分はありましたが、今後の訓練において、住民に実際取ってもらう避難行動に即した訓練も行ってまいりたいと考えております。

では、6ページの下段のほうをご覧ください。

(3) 情報発信訓練になります。

この訓練では、防災行政無線、防災アプリ、市ホームページ、各種SNS等を使用し訓練対象地域の住民が取るべき避難行動を分かりやすく伝えられるかを確認しております。

課題等につきましては、実際の災害時への対応が挙げられていますが、こちらにつきましても、情報発信内容を発信直前に渡すなど、今後も訓練を重ねてまいります。また、今後の訓練時には訓練終了の情報発信も行ってまいります。

8ページをご覧ください。

(4) 住民避難訓練、安否確認訓練になります。

この訓練では、事前に作成した我が家のタイムラインにより、参加者自身が避難する上で必要な情報、判断、行動を把握し、これらに基づき避難行動に移すことの確認を行っております。あわせて、自治会ごとに1次集合場所に集まった避難者の安否確認シートを作成いたしました。

課題等につきましては、事前に訓練参加の意思確認ができていた自治会会員であったため、ハザード区域全住民の安否確認や避難行動要支援者の避難訓練ができなかったこと

が挙げられております。今後につきましては、避難行動要支援者を想定した訓練を取り入れていくこととします。また、ハザード区域全住民の安否確認は平時の住民同士の付き合いも大事になることから、住民同士で災害時の声かけ等ができるような体制を築いてもらい、多くの住民が関与できる訓練ができればと思っております。

また、事前に作成した我が家のタイムラインを検証する時間がなかったことにつきましては、拠点避難所で別に訓練等を行ったことにより時間が取れませんでした。今後の訓練の中では、避難行動の振り返りの時間が取れるようにするとともに、訓練内容を精査してまいります。

9ページをご覧ください。

(5) 被害状況確認訓練になります。

この訓練では、市の施設や地域の被害状況を巡回し、調査、報告する訓練を行いました。課題として、報告手順が定まっていないと挙げられております。今後は、本部訓練と同様に、職員の伝達手段につきましてはガイドラインを作成するなどし、共通理解に努めてまいります。

続いて、(6) 茨城県防災ヘリによる搬送訓練になります。

この訓練では、増水した河川に要救助者がいるとの想定の下、県航空隊員と市消防本部職員が連携して要救助者を搬送しました。今後は、県との相談にはなりますが、物資輸送等の訓練もできればと考えております。

10ページをご覧ください。

(7) 炊き出し訓練、応急救護訓練になります。

この訓練では、陸上自衛隊施設学校教導隊の協力の下、備蓄食料の試食を行いました。また、市消防職員によるAEDを使用した心肺蘇生法等の応急救護訓練を行いました。この訓練におきましても、別の訓練等を行ったことにより時間が短かったとの意見がありましたので、改めて訓練内容を精査してまいりたいと思います。

11ページをご覧ください。

(8) その他といたしまして、災害時応援協定締結事業者による災害時の活動紹介や支援物資の提供等を行いました。また、陸上自衛隊施設学校施設教導隊や那珂警察署の協力により、特殊車両の展示を行いました。

12ページをご覧ください。

ここから15ページまではアンケート結果、16、17ページはアンケートの設問、18ページが訓練の実施チラシになります。後ほどご確認いただければと思います。

アンケート結果から、今回参加いただいた方々は災害時に自身がどのように行動するのか、訓練の必要性についておおむねご理解いただけているのではないかと考えられます。特に、実際に訓練を行うことが災害時の対応や避難行動への気づきにもつながると思われることから、今後も訓練内容を精査しつつ、引き続き防災訓練を実施していければと

思っております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

遠藤議員 当日は大変お疲れさまでした。訓練そのものは非常によくできた訓練だったのではないかなというふうにおおむね思っております。

あと、ただちょっと1点確認させていただきたいのは、対象の訓練、対象の自治会なんですが、那珂川氾濫という部分の想定で戸多地区6自治会と五台地区3自治会、これを逃げるのがなかLuckyFM公園だったわけなんですけれども、今回は。ただ、やっぱり五台3地区は本来はここではないという部分で、これは何で五台3地区が今回対象に入ったんですって。

防災課長 五台3地区の木倉ですとか、あと中台とか、そちらのほう是那珂川から来ている小場江のところが一部想定区域に入っておりますので、ただしちょっと軒数が、その区域に入っている軒数が少なかったもので、あとちょっと自治会とかまちづくりの会の方々とちょっとご相談させていただいたところ、今回はそれでも良いのではないかという判断に至ったので、区域としては3自治会が入るんですが、本来であればふれセンごだいとか、そちらのほうに集まっていたらいいところだったんですけれども、今回は自主参加でなかLuckyFM公園のほうに行っていたらいいようにということでさせていただきました。

以上になります。

遠藤議員 分かりました。実際、イベント事としての防災訓練の在り方と、あとやっぱり本来災害が起きたときの練習だということで考えると、やっぱりイベントはイベントの意味合いは、決して否定はしないのですけれども、防災訓練は本当に災害が起きたときに実際どう動きましょうというのが基本だと思うんです。そういったところで、できればやっぱり本当に想定をして、そのための練習なんだという部分で、今後も防災訓練いろんな形でされると思いますので、念頭に置いてやっていただきたいなと本当に思っています。そういった意味では、例えば職員の参集訓練であるとか、かなり抜き打ちでやったという工夫もされているようなこともお聞きしていますので、そういったことは結構だと思いますが、やっぱり実際に本当に必要な訓練、練習という観点でこれからもぜひ避難訓練、いろんな形で実施していただければと思います。

いろんな課題がこのように、やっぱり1回やれば出てきますよね。これが大事だろうと思いますので、この課題を精査していただいて、じゃこれを実際本当にどうやって今後起きたらどうするんだということを、対応を行政のみならず、ここは共助というものを踏まえて、どういうふうに皆さんで共有をして、あとはそれぞれがどう動くかというものをしっかりと系統立てていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお

願います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

富山議員 大変お疲れさまでした。この訓練想定には、今遠藤議員言われたように、リアルなシナリオがあつていいかなと私は思っていて、やはりそれを思うと、那珂川想定プラスやはり久慈川想定というダブルがこの那珂市の基本の避難訓練の想定になるのかなと。正直、職員の皆様も那珂川対応、久慈川対応と分かれて、あのとき、たしか台風19号のときも消防団も2手に分かれて行動を一斉に起こしてというのがありましたんで、今後、またこういう大規模な避難訓練を行う場合には、久慈川想定も同時に並行でやるような、リアルな想定シナリオを考えていただければありがたいかなと、お願いなんですけど、よろしく願います。

議長 ほかに。

古川議員 先ほど遠藤議員がおっしゃったように、やはり実際にどうなるんだというところを想定してやるのが本来の訓練だと思うんです。例えば、おっしゃったように、本来避難すべきところじゃないところが今回避難場所になっていたり、あとは、例えばペットなんかの問題どうするんだと前、私、以前聞いたことあるんです。ペットはどうやって連れてきて、どうやって保護するんだというか、ペットの居場所というか、そういうこととか。あと、今回アンケートというか改善すべき点のところ、これ7月23日にやったのに暑さ対策がなかったとか。だから、やっぱりそういうことも、訓練なんでどこまでやったらいいかというのももちろんあるでしょうけれども、やはりいろんなことが想定されるので、一つ一つ、全部一度にやれないとしても、じゃ今回こういうことやってみようかとちょっと広げていくというか、そういう訓練も徐々にしていってほしいなと思います。意見として。

議長 ほかに。

花島議員 すみません。まず、つまらないことから。LOGOチャットを利用したと書いてあるんですけど、これ初めて私聞くんで、どんなもので、今までどんなことに使われていたのかお聞きしたいです。

防災課長 LOGOチャットにつきましては、職員の中だけで使えるチャット機能で、LINEではないんですけれども、そういった文字で連絡が取り合えるということになりました。あとグループを組んでということで、例えば今回こちらで使ったのは、災害対策本部員だけのグループを作って一斉に配信するとか、そういった機能で使わせていただいております。その他、通常業務の中でも、ここだけではなく、庁内の業務のほうでも使用している機能になります。

以上です。

花島議員 その件は分かりました。

もう一つ、資機材の組み立てが手間取ったというふうな評価があるみたいなのですが、そもそもどんな資機材、写真で見るとテントは分かるんですけども、その他何か組んでいますよね。これは何なのかということと、それから、実際の災害のときにその資機材を誰が組み立てることになっているのか。つまり、市の職員なり防災関係者なのか、ある部分は避難者にやってもらうことになっているのか、その辺をお聞きしたいです。

防災課長 まず、どういった資機材かということで、今回組み立てたものは6ページの写真にございます。青いものが立っていますけれども、こちらがパーティションテントということで、仕切りのテントになりますので、屋根はないというものになります。あと、写真の手前のほうで段ボールを組んでいる写真があるんですけども、これを組んだのが段ボールベッドということになります。やはり、ちょっと1回やってしまえば大体分かっては来るんですけども、初めてという方もいらっしゃったんで、なかなかできませんでしたというのがアンケートの答えかと思います。

こちらの実際に組み立てる際になりますと、避難所を開設して本当にすぐに段ボールベッドなんかは使うのかとなるとちょっと微妙なところもありますので、基本的にはその避難所開設要員という職員がいますので、そういった方々の指導の下、必要であれば避難者自身にも指導の下協力してもらえればというふうには考えております。

以上でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

間もなく12時になりますが、続けてやってもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 続きまして、那珂市犯罪被害者等支援条例(案)について、執行部より説明願います。

防災課長 では、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市犯罪被害者等支援条例(案)についてをご覧願います。

現在、犯罪被害者等へのさらなる支援が求められていることから、当市においても犯罪被害者等への支援に関する条例を制定したいと考え、その概要について報告するものとなります。

それでは、1、目的をご覧ください。

今回の条例において、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援に関する基本的事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

2番、概要になります。

1つ目の丸になりますが、個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を尊重して支援を行う。2つ目は、受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況やその他の事情に応じ適切に支援を行い、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して行う。3つ目は、被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、また二次的被害及び再被害を防止、軽減できるよう必要な支援を途切れることなく提供する。これらを基本理念とし、この基本理念を実現するために、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにします。

そして、市に総合的に対応する窓口を設置します。この窓口は防災課に設置します。そして、この窓口を通して支援内容等を提供することとします。ここで提供する支援内容は幾つかありますが、そのうちのひとつとして、主に経済的負担の軽減を図るための支援として見舞い金を給付することが含まれております。給付額につきましては、死亡の場合には30万円、入院等の場合に10万円としております。また、支援を行うための体制等を整備し、理解促進を図ることとしています。

これらの基本理念等につきましては、2ページ以降にある条例案に記載されておりますので、ご確認いただければと思います。

3、今後のスケジュールになりますが、本日の説明後、12月にパブリックコメントをし、こちらの記載月ちょっと誤りがございます。申し訳ございません。令和6年2月ではなく令和6年3月になります。読み替えていただければと思います。よろしくお願いいたします。こちらを、令和6年3月の令和6年第1回定例会に条例案を提出し、議決が得られれば、令和6年4月1日から施行することを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

原田議員 この条例、多分何か県内でも制定している市町村少ないと思ったんですけども、どれぐらいか、ご存じであれば。

防災課長 こちらの支援条例等につきましては、県内としては3市になります。あと、令和3年2月、県のほうでは条例はできて、策定されております。

以上でございます。

原田議員 私、以前この関係のセンターか何かで開催されている講習会に出たことがありまして、やっぱりそういうことを言って、市町村でできる限り進めていきたいみたいなことは聞いたことがあったんですけども、これでそういう、犯罪被害者センターとか設置されていると思うんですけども、そことの連携とかも考えておられるんですか。

防災課長 県のほうにそういった支援に絡む支援センターございますし、あと県警等もございます。そちらのほうとは当然連携ということで、先ほどの、こちらでいろいろ情報提供

するということに関しましては、そういったいろいろな団体、県警、あと県の中にもございますので、そういったところとは当然連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

花島議員 時間もないので簡単に言うと、これから条例等を読み込んで自分の意見をつくっていきたいと思いますが、今聞いた話だけで懸念があるのは、まずは趣旨としては基本的に賛成です。ただ、継続的に支援するという中身は、具体的にはあまり見えない。経済的なものが非常に大きいと思うんです。もう一つの懸念は、私の知っている例で、警察などでは自殺ということにされたんだけども遺族は殺されたと思っているような例があるんです。そういう部分に対して、どこで犯罪被害なのかという判断するかというところが見えないという2点が今懸念事項として頭にありますので、それだけ言っておきます。今は答弁特に不要です。今後、深く検討します。

議長 ほかに。

遠藤議員 すみません、簡単に。

私も細かくはまだなんですが、例えばこういうのってマスコミ報道とか、マスコミに関しての被害とか、そういったものがあり得るんですけども、そういうのってこれ理念に入っているんですけど。

防災課長 マスコミですとか、今ですとSNS、そういったものがあるかと思います。そういったところの被害というのは二次的被害というところで読むこととしております。

以上でございます。

議長 ほかに。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩（午後0時04分）

再開（午後1時00分）

議長 再開いたします。

關議員が出席いたしました。

続きまして、那珂市一般廃棄物処理基本計画（案）について、執行部より説明願います。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、全員協議会資料の那珂市一般廃棄物処理基本計画（案）についてをご覧ください。

ご説明させていただきます。

1、計画の概要でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市も一般廃棄物処理及び生活排水処理

に関する目標と施策の方向性を示す那珂市一般廃棄物処理基本計画の策定を進めてきたところですが、那珂市環境審議会の答申を踏まえまして、本計画を決定するにあたり、ご報告するものでございます。

2、策定経過についてでございます。

記載のとおりとはなりますが、ワーキング委員会を2回、環境審議会を3回開催するなどして進めてまいりました。

3、パブリックコメントの実施についてでございます。

今月27日から来月21日までの期間で募集を予定してございます。

4、今後のスケジュールでございます。

本日の全員協議会の後、パブリックコメントを実施いたしまして皆様からのご意見をいただき、修正等ございました場合には再度ご報告申し上げ、12月に完成、公表を予定してございます。

それでは、計画の主な内容につきまして、計画書に沿って説明させていただきます。

2ページ以降になります。

今回お示しします計画（案）につきましては、ワーキング委員会において協議、調整をしまして、環境審議会で審議を経た内容となっております。

説明につきましては、要点を絞らせていただきまして説明させていただきたいと思っております。

初めに、4ページをお開き願います。

目次になります。

中心となりますのは第3章と第4章の対象となる一般廃棄物と呼ばれます産業廃棄物以外のごみと生活排水について、現状、課題、計画での施策といった構成となっております。

次のページをご覧ください。

下段になります。

第1章、計画の基本的事項の第2節、計画の位置づけでございます。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき定める計画でございまして、一般廃棄物の排出抑制、再利用、資源化、適正処理に関する事項についての施策を総合的かつ計画的に推進するためのものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

第3節、計画の対象・期間の2、計画の期間でございます。

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間でございます。期間途中変動等があった場合は、必要に応じて見直しを行ってまいります。

続きまして、21ページをお開き願います。

第3章、ごみ処理基本計画の第1節、ごみ処理の現況の概要の（3）ごみ処理のフロー

でございます。

本市のごみは環境センターに集められ、焼却または破砕、圧縮処理を行っております。
続きまして、29ページをお開き願います。

表12、1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移で
ございます。数値から、ごみの排出量は、国と比較しますと近年の値は上回っており、
本市は過去10年間では増加傾向で推移していることが分かります。

続きまして、40ページをお開き願います。

第3節、ごみ処理の課題でございます。

ごみの排出量が増加傾向で推移しているということに関して、問題意識を高め、3Rに
つながる行動をより一層推進し、また新たな施策の検討や新たな分別の検討など、ごみ
の減量化や資源化への取組を強めていく必要があります。

続きまして、47ページをお開き願います。

3、目標の中段でございます。

目標は、1人1日当たりのごみの排出量とごみ資源化率について設定します。1人1日
当たりのごみの排出量は、組合での可燃ごみ10%の削減目標を参考といたしまして、ご
み資源化率は茨城県が策定しました第5次廃棄物処理計画での再生利用率は20%以上と
いうものを参考にいたしまして、1日当たりのごみ排出量12%削減と、ごみ資源化率は
20%とすることを目標といたしました。

次のページをご覧ください。

4、施策でございます。

主なものとして、ごみの排出量が増加傾向で課題でございますので、ゴミの排出抑制に
向け、過剰包装、レジ袋の縮減、生ごみの減量など、今後も継続して啓発を行ってまい
ります。また、国や県と比べまして資源化率が大きく下回っているため、ごみの再利用、
再資源化に向けて、リサイクルの取組を推進しまして、資源ごみの分別を徹底するため
に、可燃ごみの中の紙類等の資源ごみについても分別徹底の周知を図ってまいります。
全体的には、ごみ問題に関する意識啓発が大変重要でございまして、行動を伴ったもの
でなければならないと考えております。

続きまして、57ページをお開き願います。

第4章、生活排水処理基本計画の第1節、生活排水処理の現況でございます。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を推進しております。令和
4年度末の汚水処理人口普及率は88.56%でございます。

続きまして、59ページをお開き願います。

第2節、市の浄化槽汚泥処理の現況でございます。

市の浄化槽汚泥の合計は減少傾向で推移していると読み取れます。

次のページ、60ページをご覧ください。

中段になります。

第3節、生活排水処理とし尿、浄化槽汚泥処理の課題でございます。

生活排水の処理を推進するためには、現在単独処理浄化槽及びくみ取り槽を利用の方が公共下水道または農業集落排水施設への接続及び合併処理浄化槽の設置または転換が必要となります。

同じ60ページ、下段になります。

第4節、生活排水の処理基本計画でございます。

1、目標といたしまして、生活排水処理の数値目標は、本市の環境基本計画の目標を参考にし、令和15年度、目標値は97%と設定しております。

次のページをご覧ください。

2、施策の(1)生活排水処理の施策といたしましては、公共下水道事業について、区域の整備方針を定め、それ以外の区域については当面合併処理浄化槽での転換を推進します。また、公共下水道及び農業集落排水については、それぞれの施設への早期接続について啓発を進めます。

次のページをご覧ください。

第5章、計画の推進。

中段になります。

第2節、計画の進行管理でございます。

本計画の目標を達成していくため、市民、事業者、市民活動団体、市が協働し、積極的な周知に努め、効果的に推進するために年次ごとの実施計画を策定し、意識啓発を行いながら、ごみ排出量の削減や資源化率の向上を図ってまいります。

64ページ以降につきましては、資料編として掲載してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

古川議員 49ページのごみ処理有料化の検討というところで、家庭系ごみ、これを削減するために、いわゆるごみ袋の料金の見直しなんていうこともちょっと書かれていますけれども、この辺は具体的にどんな考えでいるのか教えてください。

環境課長 こちらにつきましては、粗大ごみの有料化という一般質問もございましたが、ごみ袋につきましても、那珂市のごみ袋につきましては他市町村と比べますと非常に安い、安価なものという形になってございますので、これにつきましても今後見直しをしていくような検討が必要なんじゃないかという話も常陸大宮市と出ておりまして、それにつきましても考えていくという形と、あとは、先ほど言いました粗大ごみにつきましても有料化で行っているということで、隣の水戸市とかでも行っている情報も聞いておりますので、そういった形で、参考にしながら検討していくという考えでございます。

古川議員 ではまだ検討段階ということですね。具体的にこのぐらい値上げしようとか、そういうところまで、そこまでっていないということですね。分かりました。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 ちょっと具体的に、47ページだと1人1日当たりのごみ排出量、これを12%削減して、今の913グラムから803グラムに減らすよということでもありますけれども、まさしくこのとおりにどんどん減らしていかなきゃいけないと思うんです。今って那珂市は県内で大体真ん中よりかちょっと下ぐらい、二十六、七番目ぐらいにごみ排出量というようにありますけれども、この目標にするということはもうベスト5ぐらいに入っていくぐらい、かなり削減が大きいんです。ここら辺に関して、かなりきちっとした計画を立てていかなきゃいけないだろうと思いますけれども、そこら辺について、どういうふうな行動計画を作っていくかというのは、もし今の段階でご答弁いただけるような施策があれば教えてください。

環境課長 これにつきましても、やはり可燃ごみの中に含まれている、先ほども申しましたが、資源ごみが結構多くございますので、紙、雑紙とかもまだまだ可燃ごみとして出されているという方が結構ございます。意識啓発を伴いながら、あとは分別に関しましては、今後やはりやっていく形ということで、容器包装プラスチック、まずはそこから始めるということで、大宮地方環境整備組合、常陸大宮市と共に進めていく計画で今進めているところでございます。できるものから少しずつという形でやっていこうと思っております。

遠藤議員 分かりました。というような具体、個別具体的な施策もさることながら、やっぱりこれを適正に進めていくには行政と事業者と、あとは家庭、この3者、三位一体でやっぱり進めていかなきゃいけないと思うので、今市民団体でも、いわゆる、なか環境市民会議がアジェンダをもう策定していたり、これをやるために具体策というのは民間の団体とかでも明示しているというところがあります。ただ、そういったところとの連携がちょっとまだ、実質薄いかなと、これをいかに市民の行動に落とし込むような周知なり、徹底する方策なんです。そこらのところがまだちょっと不足していると感じますが、そこらについては今後どのように、さらに進めていくのかを伺います。

環境課長 今遠藤議員おっしゃられたように、なか環境市民会議のほうでアジェンダのほうを作成しておりましたけれども、昨年度環境基本計画ができて、新たなアジェンダをということで作成しなくてはということで、なか環境市民会議の方にもお話をしているところでございます。また、そういった方向性と、あと行動につきましては、やはり市と皆さん一体となってやっていくという考えを持ってございますので、どうしたらそういった方向に行動が移せるのかということで、なか環境市民会議含めまして、環境団体の方々とこれからも進めていくという考えではございます。

笹島議員 ごみの有料化については、6月、私一般質問したんですけれども、確かに那珂市、

ごみ袋安いよね、逆に言えば。だから、それ高くしないと減量化につながらないというふうに言って、それをこれからやってくれるということで、やっぱりごみ袋安けりゃ何ぼでも捨てちゃいますから。それから、あと生ごみです。これ本当に簡単に、都会へ行けばディスポージャーってマンションについているんで生ごみ減量されているんですけども、ここはもうありとあらゆるもの、ごみ袋に捨てちゃうでしょう。そういうものの、あと分別かな。それをどういうふうにして、水戸市なんか物すごく細かくしていますよね。これからそういうこともやっていくのかどうか。

あと、もう一つ、リユース。やっぱり再利用。これ、どういう感じで考えているのか。2点が大事だと思うんですけども、どうですか。

環境課長 計画のほうにも少し記述はさせていただいたところなんですけれども、今後そういった形も含めまして、さらに周辺市町村、または県内市町村の状況を伺いながら、参考にできれば取り入れていくという考えでございますので、お願いしたいと思います。

笹島議員 もう一つ、今度は合併浄化槽、これ推奨していますよね。そうすると、これ補助金ってどのくらい、何割補助するんですしたっけ、ちょっと忘れちゃって、ごめんなさい。

環境課長 すみません、合併浄化槽の補助につきましては下水道課のほうなので、今手元にございませんで、申し訳ございませんが、後ほど確認してお伝えしたいと思います。

笹島議員 これ、補助金を増やさないと進まないということはないんですか。

環境課長 浄化槽のほうの補助金でよろしいですか。その辺も聞きまして、後ほどお答えしたいと思います。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後1時19分）

再開（午後1時20分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市地域公共交通計画の策定について、執行部より説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の今野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

那珂市地域公共交通計画の策定について説明します。

1ページをお願いします。

1番、事業概要です。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和2年11月に改正されました。改正の趣旨は、地域の交通を市町村が自らデザインして、地域の移動ニーズにきめ細かく対応するというもので、そのような中、市町村による地域公共交通計画の作成が努力義務

として定められました。

那珂市では、これまで地域公共交通連携計画により公共交通施策を運営してきましたが、令和2年の法改正を踏まえて、新たな計画、那珂市地域公共交通計画として策定し直すのが趣旨です。

策定にあたっては、総合計画、マスタープラン、立地適正化計画など上位計画、関連計画との整合を図りながら、持続可能な公共交通の在り方を示すものです。

2番、これまでの経緯です。

計画策定について意見をいただくため、交通事業者、市民の代表、学識経験者を構成員として地域公共交通会議を開催し、協議、検討した結果を踏まえて、今回の素案となっています。また、市民アンケートによる意向の調査を実施しました。

3番、今後のスケジュールです。

公共交通会議をあと2回、12月と2月に開催するよう考えています。1月上旬にはパブリックコメントを実施、3月下旬にもう一度全員協議会に報告の上、計画策定となる予定です。

計画の素案を後ろに添付していますので、ご覧ください。

5ページをお願いいたします。

5ページからは第1章、計画の概要です。

先ほど説明した活性化再生法の改正に伴う今回の計画策定などの経緯と上位計画、関連計画との位置づけをこの章で示しています。

11ページをお願いします。

11ページからは第2章、那珂市の概要です。

この章では、データを交えて那珂市の概要を示してあります。

12ページの上のグラフをご覧ください。

棒グラフの頭のところの括弧書きの数字は各年の人口を表しています。平成12年の5万5,000人をピークとして人口が減少傾向にあること、また右肩上がりの折れ線グラフは高齢化率が上昇していることを表しています。

14ページの上の表をご覧ください。

これは、市街化区域と市街化調整区域それぞれの人口をまとめたものです。

一番右の列、2020年を見ると、市街化区域に住んでいる人が42.5%、市街化調整区域が57.5%となっています。人口の半数以上が市街化調整区域に住んでいて、住居が広範囲に散らばっていることが分かります。

23ページから24ページ、ご覧ください。

ここでは自動車の保有について示しています。1世帯当たりの自家用車保有台数が多く、また高齢者の運転免許保有率が高いことから、那珂市では自動車への依存性が高いことが分かります。

26ページから27ページをご覧ください。

ここでは、JR水郡線や路線バスの乗車人数が年々減少傾向にあること、これらのようなことがデータから示されています。

29ページをお願いします。

ここでは、公共交通モードおのこの役割を示しています。

一番右の列に基幹系交通と補完系交通、大きく2つの分類があります。基幹系交通モードとしてはJR水郡線と路線バスがあり、これらを補完する補完系交通としてタクシー、デマンド、その他を位置づけしています。

35ページをお願いします。

35ページからは第3章、市民の意向です。

この章では市民アンケートの結果を示しています。有効回答数は817人です。

37ページをお願いします。

質問8-2、外出時の移動手段では、自家用車を自分で運転する人が約6割、家族や知人の自家用車の送迎で移動する人が約2割、合計で8割以上が自家用車で移動しており、公共交通の利用者はとても少ないことが分かります。

39ページをお願いします。

質問9、移動に不便を感じるかという項目では、不便だと感じている人は約2割います。その理由、不便を感じる理由は何かという質問が40ページにあります。

質問9-1です。多かった回答は、自宅から駅やバス停までの距離が長いとか目的地までのバス路線がないといったもので、住居が広範囲に散らばっている那珂市の特徴が表れており、鉄道とバスだけでは市の全域をカバーできていないということが分かります。

49、50ページをお願いします。

ここではひまわりタクシーに関する質問です。

49ページの質問22、ひまわりタクシーを知っているかと聞くと、約半数の方は知らないと回答しており、十分な周知が課題となることと、必要性を感じている市民が少ないということもうかがえます。

50ページの質問23、ひまわりタクシーを利用したいかと聞くと、既に利用している人は3%未満と少ない結果でした。今からすぐに利用したいという1.6%と合わせても4.4%であり、ひまわりタクシーへの需要は一定数あるものの、免許を返納した高齢者など限定的なものであることが分かります。

60ページをお願いします。

60ページからは、第6章、公共交通に関する施策です。

この章では、大きな基本方針としての3つの柱と、施策として7項目を設定しています。

61ページをお願いします。

施策1は、まちづくり施策との連携です。

人口減少が見込まれる中で、持続可能なまちづくりとして、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、公共交通の利便性向上に取り組みます。

施策2は、公共交通ネットワークの改善です。

鉄道や路線バスについて、利用者のニーズを考慮しながら、交通結節機能や安全性の確保に取り組みます。また、居住地と駅やバス停とを連絡するフィーダー交通の検討を行います。

施策3は、市民の個別の移動を支える交通モードの充実です。

那珂市は居住地が広範囲に広がっており、鉄道とバスだけでは市民の移動ニーズに対応することが困難であるため、これを補完する機能としてタクシーによる移動とデマンドタクシーを充実させるなど、移動手段の検討に取り組みます。

62ページをお願いします。

施策4は、情報技術等の活用です。

利便性向上やコスト縮減のために、公共交通に情報技術を活用する検討を行います。キャッシュレス化の推進とMa a Sについても検討を行います。

施策5は、多様な利用者を想定した公共交通環境の充実です。

高齢者や障害者をはじめとした全ての人が利用しやすい環境の検討を進めます。通勤、通学など様々な場面や様々な利用者層を考慮した施策について、近隣市町村と連携を図りながら検討します。

63ページをお願いします。

施策6は、利用者意見の継続的把握によるニーズの顕在化です。

継続的に利用者の意見を把握してニーズの顕在化を図り、公共交通サービスの改善に反映します。高齢者世帯のニーズなどをきめ細かく把握するとともに、運行コストの見える化を行い、市民に情報提供を行います。

施策7は、地域公共交通の維持、利用促進に向けた体制の充実です。

将来的に人口が減少する中で公共交通を維持するため、適宜公共交通体系の検証を行う必要があります。地域が一体となって公共交通の維持に取り組む環境として、市民、事業者、行政が連携して取り組む体制を構築します。

これらのような施策について、計画の下、定期的な検証を行いつつ、持続可能な公共交通となるように進めていきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 公共交通というんですか、デマンド交通を別にした公共、バスとか鉄道とか、今言われたとおり、やっぱりどこでも全国各地運転士不足とか言われています。それから乗車、JRもそうですね、水郡線も。常陸大宮市までは何とか採算合うけれども、それ以

降はもう不採算地域だということで、路線だということ。ですから、どんどん今度寂れていくわけです。それを、今言っていた、どのようにというか、各自治体で補助出し合って運営していく、水郡線に関しては。あと、茨城交通もやっぱりもう補助金なしでやっていけないですよ。それはどういうふうに、将来どういうふうに考えていくのか。あと、デマンド交通は今水戸市とひたちなか市でしたっけ、市外は。もうちょっとこれ増やさないと利便性がやっぱり損なわれると思うんですけれども、そこもどう思っているのか。この2点を。

都市計画課長 お答えいたします。

まずは、運転手不足ということで、我々としても今後課題になってくるかなというふうには感じております。現在のところは、ひまわりタクシー、デマンドタクシー運営しております、一定程度満足をいただいているという結果がアンケートからも分かりますが、今後高齢化社会ということで、運転手が不足してきたりとか、そういったこともあると思いますので、今後の検討課題かなというふうに感じております。

それから、市外への運行なんです、水戸市が令和元年、それからひたちなか市が令和3年から新しく市外運行を開始したところでございます。また今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

花島議員 まず、幾つかありますが、一つは、多分読み間違えたんだと思うんですが、37ページのところに、移動手段について、平日は自家用車が73%、あと自分で運転、あと人の運転21%で合わせて90%以上、80%以上といったような気がするんです。これが本当に要なところで、その人たちはある意味でほっておけばいいわけですよ。でも、残りの10%、これにどう対応するかというのが非常に大きな課題だと思います。そういう中で、これから検討する課題として挙げている幾つかのことについては、実は私一般質問で提案しようとしたことも含めて検討されているようなので、ぜひ真剣に検討していただきたいと思います。ただ、その際に考えなきゃいけないのが、コストと利便性と、それから民間、民業との関係です。その辺をどう考えるかというのを整理されないと、結局はいい施策も有効にならなかつたり、あるいは後でやめということになりかねないと思いますので、よく考えてやっていただきたいと思います。

その中で、ちょっと言葉としてよく分からなかったのが、マイクロ何とかというのとライダーでしたっけ、その交通とかいうところが意味が分からなかったもので、簡単に説明していただけませんか。

都市計画課長 お答えいたします。

まず、私が8割と説明して、9割じゃないかというご指摘でございました。これ複数回

答可というアンケートを取っておりまして、分母が100%のところで見ますと6割、2割ということで、合計約8割というふうに申し上げました。申し訳ありません、説明が不足いたしました。

それから、コスト、利便性の比較でございしますが、これも我々としても気にしているところでもございまして、利便性を上げ過ぎると大変コストが大きくなっていくということ、現在のところはある程度充足しているかなというふうに考えているんですが、今後コストが上がり過ぎないように、そのバランスを見ながら対応してまいりたいと考えております。

すみません、あとMa a Sでよろしかったでしょうか。

花島議員 いや、マイクロモビリティという。

都市計画課長 マイクロモビリティなんです、61ページに一応簡単な解説文は載せているんですが、自動車よりももっとコンパクトな車両、小回りが利いて、1人乗り、あるいは2人乗りぐらいの、日産で今開発をして、一部供用されているようですけども、そういったごく小さい乗り物で、小範囲で使う乗り物というふうに考えております。狭い範囲、限られた限定的な範囲という乗り物のことを指しております。もう一つがフィーダー交通ですが、基幹交通が、鉄道がありまして、それを補助する枝線の交通というような意味合いのことを指しております、具体的には路線バスなどのことを言っております。

すみません、以上です。

議長 ほかにございますか。

寺門厚議員 二つほどお伺いしたいと思います。

まず、公共交通で路線バスの件なんですけれども、下江戸線については運営の実証実験ということで現在も検証中だと思うんですけども、これ実績というのはもう把握されているんですか。

都市計画課長 すみません、ちょっと具体的な数字等が今入手しておりません、後ほどご回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。申し訳ありません。

寺門厚議員 では、後ほどお願いしたいと思います。

路線バスのことについては、ある程度支援が必要だろうということにはなるかと思うんですけども、その辺は、今実績のほうを確認しているところということですけども、もう一方では常陸大宮市まで行っています大宮路線がありますよね。こちらについても、日中ほとんど利用、朝晩もそんなに利用されている方が、乗られているという印象がないんですけども、こちらについても一度やっぱり実証実験をやって、現在運賃が非常に高いんです。うちのほうからですと水戸駅まで六百数十円するんで、JRよりも3倍ぐらい近い値段がしています。逆効果で、どんどん利用客が減っていくという状況になっていますんで、その辺も今後検討していただきたいというふうに思います。

それと、もう一点はデマンド交通は今後やっぱり車両の拡大と路線の拡大が必要になるかと思います。こちらについても、現状支援をしておられるわけですが、その辺もコストとのからみで、どれだけ低コストで運営できるのか、その辺の検討もされているのか、ちょっと伺いたいです。

都市計画課長 お答えいたします。

デマンドのコストについては、先ほどから、言っておりますが、大変課題だと思っております。一応現状で言いますと約9割が市の負担ということになっております。この負担が大き過ぎると、台数を増やし過ぎるとか、そういったことになってきますとちょっとバランスが悪いということになろうかと思っておりますので、そのようなことのないようによく検討しながら進めてまいりたいと考えております。

あと、先ほどの、すみません、実証実験につきましても、ちょっとよく考えた上で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

寺門厚議員 路線バスについては、今現在は支援はしていないんですか。

都市計画課長 公共交通等支援事業という事業がうちでございまして、そのほうで走行した距離とか燃料費等に応じた支援を行っております。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

遠藤議員 今回の公共交通の法律の改正に関しては、恐らく全国的に鉄道、バスといった伝統的な公共交通がなかなか難しい、採算が取れなくなっているところも増えていると。それを補っていくような、言ってみればコミュニティバスとかデマンドタクシーとか、あと言ってみれば有償運送、こういったものが間を埋めていくような制度があるにしても、これもなかなか完全に充足し切れていないというようなところで、恐らく地域ぐるみで交通資源を総動員して交通弱者にあたっていくというふうなものが肝だったかに覚えています。そういったものが今回の那珂市の計画の中にどういうふうに反映されているのかなというのが質問ですけれども、例えば、事例として出ていたのがありとあらゆるというか、公共交通として本来は使っていないものまで含めて運用を柔軟にしようという意味では、例えばスクールバスなんかで使っているものは、子供を乗せない時間帯は空いているだろうから、それなんかも使えるかな、民間の学園なんかのバスも使えるかな、お医者さんとか施設とか、そういう送迎バスも場合によっても組み込めるかな、そういうふうなものが事例として挙がっていたかに覚えています。既に、今でもあるものでも運用を変えることによって少しでも地域の中での交通弱者の足の確保をどうするかというのが多分、知恵、工夫なんだろうというふうに思いますけれども、そういったものというのはこの中に組み込まれているのでしょうか。

都市計画課長 すみません、ご指摘いただきましてありがとうございます。

まず、交通弱者にどうあたっていくかということにつきまして、交通弱者というのが大

きくは高齢者と障がい者ということになってこようかと思いますが、高齢者につきましてはまずデマンドタクシー、それから障がい者については福祉タクシーといったことをこの計画には記載させていただいております。そもそもが、そのアンケート結果からも分かるんですが、公共交通を利用している人が少ないというのがあります。充実させるけれども、それほど利用していないといったことも課題としてあります。まず公共交通を利用促進していくPRとか、その辺も力を入れていきながら、必要に応じてスクールバス、病院バス、こういったものの利用についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

遠藤議員 ぜひ、今ある公共交通に関する利用促進は、これ単なるPRだけじゃちょっと駄目だと思うんです。もっと多分本当乗りやすい仕組みをつくらなきゃいけないんじゃないかなと思っていますんで、そこらのところ。あとは、どうしても公共交通使えないという方用に、そういうふうな、その間を埋めるというか、そういう施策があると思うんですが、新たな取組が多分この施策の61ページの3とか、あとは62ページの5辺りのところでいろんな仕組みがこれから考えられると思いますから、ぜひ先進事例を参考にしながら、これからどんどん交通弱者増えますので、ぜひご検討をお願いしたいと思えますんで、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございますか。

(なし)

議長 ないようですので、終了といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後1時45分）

令和6年1月26日

那珂市議会議長 萩谷 俊行